千葉市服務管理者等設置要綱

（目的）

第１条　この要綱は、職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第２項に規定する一般職に属する本市の職員及び同条第３項第３号に規定する本市の非常勤の嘱託員その他これに準ずる者をいう。以下同じ。）の職務に係る倫理の保持及び服務規律の徹底を図るため、服務管理者の設置等について必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

（服務管理者等の設置）

第２条　職員の服務管理を厳正かつ適正に執行するため、総務局に総括服務管理者を、別表に掲げる局及び区並びに会計室（以下「局区等」という。）に服務管理者及び服務管理推進員を置くものとし、それぞれ当該各号に掲げる職にある者をもって充てる。

（１）総括服務管理者　総務局長

（２）服務管理者　　局区等の長（会計室にあっては、会計管理者）

（３）服務管理推進員　局区等の主管課長（会計室にあっては、会計室長）

（服務管理者等の職務）

第３条　服務管理者は、所属職員の服務を管理し、服務管理推進員と連携して、次に掲げる事務を処理するものとする。

（１）職員の職務に係る倫理の保持及び服務規律の遵守に係る研修・啓発を企画し、所属長と協力して、これを実施すること。

（２）前号に規定する研修・啓発について、別紙様式１により、年度当初に研修・啓発実施計画を策定し、当該年度の５月１５日までに総括服務管理者に報告すること。

（３）次に掲げる訪問を行うこと。

ア　定期訪問　　毎年度に１回程度、局区等内の各課等を訪問し、服務規律の遵守等について必要に応じて指導すること。

イ　臨時訪問　　不祥事が発生した場合等に、局区等内の各課を訪問し、事務の適正な執行について確認するとともに、服務規律の遵守等について指導すること。

ウ　特別訪問　　不祥事等の発生後に当該所管が講じた再発防止策が機能しているかを訪問により確認し、必要に応じて指導すること。

（４）前号アの定期訪問について、別紙様式２により、年度当初に定期訪問実施計画を策定し、当該年度の５月１５日までに総括服務管理者に報告すること。

（５）不祥事が発生した場合に、次により対応すること。

ア　発生した不祥事の状況を把握し、速やかに総括服務管理者へ報告するとともに、当該不祥事によって生じた問題に迅速かつ的確に対応すること。

イ　不祥事が発生した所属の長と連携して、再発防止策を講ずるとともに、必要に応じて、当該所属の長及びその職員に対して指導すること。

（６）不祥事が発生するおそれがある場合に、その状況を把握し、速やかに総括服務管理者へ報告するとともに、当該所属の長及びその職員に対して指導するなど不祥事の未

然防止に努めること。

（７）その他服務管理に関して必要な措置をとること。

第４条　研修・啓発実施計画及び定期訪問実施計画（以下「両実施計画」という。）に関し、服務管理者は、次に掲げる措置をとるものとする。

（１）　両実施計画の策定に際し、あらかじめ局区等内の全所属長を招集し、その内容について全所属長に意思統一を図るとともに、当該年度において特に留意する事項などを具体的に協議すること。

（２）　年度末又は必要と認める時期に局区等内の全所属長を招集し、研修・啓発及び訪問に係る実施結果を検証すること。

（３）　前号の規定により、研修・啓発について検証した結果は様式１に、訪問について検証した結果は様式２に整理すること。

（総括服務管理者の職務）

第５条　総括服務管理者は、次に掲げる事務を処理する。

（１）第３条第２号及び第４号の規定により服務管理者から報告を受けた両実施計画について確認を行い、必要に応じて服務管理者に対して助言・指導をすること。この場合において、両実施計画の確認は、人事課をして行わせることができる。

（２）その他服務管理に関して、服務管理者に対して、必要な助言・指導をするとともに、必要に応じて報告を求めること。

（支援等）

第６条　人事課及び人材育成課は、服務管理者がその職務を遂行するに当たり、必要な支援等を行うものとする。

（補則）

第７条　この要綱の施行に関し必要な事項は、総括服務管理者が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２１年２月９日から施行する。ただし、第３条第２号及び第４号の規定中実施計画の策定に係る部分は平成２１年４月１日から、前年度の実施結果の報告に係る部分は平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

別表

総務局	総合政策局	財政局	市民局	保健福祉局
こども未来局	環境局	経済農政局	都市局	建設局
中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区
美浜区	水道局	会計室		

様式1

様式2

研修・啓発実施計画報告書及び実施結果整理書

局区等名：

【研修・啓発の目的及び実施に当たり特に留意する点】（太枠内を報告）

【研修】

実施計画（太枠内を報告）					実施結果（各局区等整理用）		
実施時期（予定）	課名	研修名	研修内容	講師	実施日時	参加人数	実施内容

【啓発】

実施計画（太枠内を報告）				実施結果（各局区整理用）	
実施時期（予定）	課名	啓発内容	啓発方法	実施時期	実施内容

様式2

定期訪問実施計画報告書及び訪問結果整理書

局区等名：＿＿＿＿＿＿

【定期訪問を行う際に特に留意する点】（太枠内を報告）

【定期訪問】

実施計画（太枠内を報告）			訪問結果（各局区等整理用）			
実施時期（予定）	課名	対象者数	実施日	実施人数	訪問者	訪問結果

【臨時訪問・特別訪問】

訪問結果（各局区整理用）					
実施日	課名	訪問の種類	訪問内容	訪問者	訪問結果